

保証業務実務指針 2431 「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める部門財務情報に対するレビュー業務に関する実務指針」の改正について

年 月 日  
 日本公認会計士協会

改正案	現 行
<p><u>レビュー</u>業務実務指針 2431</p> <p style="text-align: center;"><b>東京証券取引所の有価証券上場規程に定める部門財務情報に対する レビュー業務に関する実務指針</b></p> <p style="text-align: right;">2021 年 6 月 9 日                      改正 2021 年 9 月 16 日                      改正 2022 年 1 月 13 日                      改正 2022 年 10 月 13 日                      改正 2023 年 6 月 20 日                      最終改正 <u>2024 年 ● 月 ● 日</u></p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会                      監査・保証基準委員会                      (実務指針：第 12 号)</p> <p><b>《Ⅱ 本レビュー業務を実施する上での留意事項》</b>  <b>《1. 適用される財務報告の枠組みの受入可能性》</b>                      2. 本実務指針の適用に際して関連する実務指針は、<u>レビュー</u>業務実務指針 2400 「財務諸表のレビュー業務」である。                      3. 本実務指針は、<u>レビュー</u>業務実務指針 2400 に記載された要求事項を遵守するに当たり、当該要求事項及び適用指針と併せて適用するための指針を示すものであり、新たな要求事項は設けていない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>《2. 背景》</b>  <b>《(5) 公認会計士等による監査報告書又はレビュー報告書等》</b>                      16. 施行規則第 209 条、第 223 条又は第 236 条で定めるところによる公認会計士等による監査報告書又はレビュー報告書等は、それぞれ以下のとおりである。                      (1) 監査報告書                          一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書                      (2) レビュー報告書等                          ① <u>レビュー</u>業務実務指針 2400 及び本実務指針に準拠したレビューに基づくレビュー報告書</p>	<p><u>保証</u>業務実務指針 2431</p> <p style="text-align: center;"><b>東京証券取引所の有価証券上場規程に定める部門財務情報に対する レビュー業務に関する実務指針</b></p> <p style="text-align: right;">2021 年 6 月 9 日                      改正 2021 年 9 月 16 日                      改正 2022 年 1 月 13 日                      改正 2022 年 10 月 13 日                      最終改正 <u>2023 年 6 月 20 日</u></p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会                      監査・保証基準委員会                      (実務指針：第 12 号)</p> <p><b>《Ⅱ 本レビュー業務を実施する上での留意事項》</b>  <b>《1. 適用される財務報告の枠組みの受入可能性》</b>                      2. 本実務指針の適用に際して関連する実務指針は、<u>保証</u>業務実務指針 2400 「財務諸表のレビュー業務」である。                      3. 本実務指針は、<u>保証</u>業務実務指針 2400 に記載された要求事項を遵守するに当たり、当該要求事項及び適用指針と併せて適用するための指針を示すものであり、新たな要求事項は設けていない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>《2. 背景》</b>  <b>《(5) 公認会計士等による監査報告書又はレビュー報告書等》</b>                      16. 施行規則第 209 条、第 223 条又は第 236 条で定めるところによる公認会計士等による監査報告書又はレビュー報告書等は、それぞれ以下のとおりである。                      (1) 監査報告書                          一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書                      (2) レビュー報告書等                          ① <u>保証</u>業務実務指針 2400 及び本実務指針に準拠したレビューに基づくレビュー報告書</p>

② その他合理的と認められる手続に基づく部門財務情報に対する意見表明のための報告書  
なお、上記の②については、外国会社の部門財務情報に対して国際レビュー業務基準 2400「過去財務諸表のレビュー業務」(ISRE 2400, “Engagements to Review Historical Financial Statements”)に準拠したレビューに基づくレビュー報告書を発行する場合等が想定される。

### 《3. 定義》

17. 本実務指針で用いている用語については、レビュー業務実務指針 2400 で用いられている用語と同じ意味で用いている。なお、上場規程における用語の定義は次のとおりである。

#### (1) 組織再編行為等

合併、株式交換、株式移転、株式交付、子会社化若しくは非子会社化、会社分割又は事業の譲受け若しくは譲渡をいうものとし、新規上場申請者が外国会社である場合には、これらに相当する行為を含む。

#### (2) 組織再編対象会社等

新規上場申請者（新規上場申請者の子会社その他の東証が新規上場申請者とみなすことが適当と認められるものを含む。）による組織再編行為等の対象となる会社又は事業

#### (3) 組織再編主体会社等

組織再編対象会社等のうち、新規上場申請者よりも規模の大きいもの（複数ある場合には、そのうち最も規模が大きいもの）をいう。ただし、新規上場申請者が組織再編行為等に伴い新設される場合においては、組織再編対象会社等のうち、最も規模が大きいものをいう。この場合において、「規模」の大小は、組織再編行為等の直前における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額等を比較して決定する。

## 《Ⅱ 本レビュー業務を実施する上での留意事項》

### 《1. 適用される財務報告の枠組みの受入可能性》

#### 《適用される財務報告の枠組みの受入可能性》

18. レビュー業務実務指針 2400 第 30 項(1)において、業務実施者は、レビュー契約を新規に締結又は更新する前に、財務諸表の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが受入可能であるかどうかを判断することが求められている。

19. レビュー業務実務指針 2400 の A43 項において、多くの場合は、業務実施者は、反証がない限り、適用される財務報告の枠組みについて受入可能なものと推定できる。例えば、法令等で企業の一般目的の財務諸表の作成において利用することが規定されている財務報告の枠組みは受入可能なものと推定できる、とされている。

(省 略)

### 《2. 経営者の責任》

22. レビュー業務実務指針 2400 第 30 項(2)において、業務実施者は、財務諸表のレビュー業務実施の前提となる経営者の責任を経営者が理解していることについて、レビュー契約を新規に締結又は更

② その他合理的と認められる手続に基づく部門財務情報に対する意見表明のための報告書  
なお、上記の②については、外国会社の部門財務情報に対して国際レビュー業務基準 2400「過去財務諸表のレビュー業務」(ISRE 2400, “Engagements to Review Historical Financial Statements”)に準拠したレビューに基づくレビュー報告書を発行する場合等が想定される。

### 《3. 定義》

17. 本実務指針で用いている用語については、保証業務実務指針 2400 で用いられている用語と同じ意味で用いている。なお、上場規程における用語の定義は次のとおりである。

#### (1) 組織再編行為等

合併、株式交換、株式移転、株式交付、子会社化若しくは非子会社化、会社分割又は事業の譲受け若しくは譲渡をいうものとし、新規上場申請者が外国会社である場合には、これらに相当する行為を含む。

#### (2) 組織再編対象会社等

新規上場申請者（新規上場申請者の子会社その他の東証が新規上場申請者とみなすことが適当と認められるものを含む。）による組織再編行為等の対象となる会社又は事業

#### (3) 組織再編主体会社等

組織再編対象会社等のうち、新規上場申請者よりも規模の大きいもの（複数ある場合には、そのうち最も規模が大きいもの）をいう。ただし、新規上場申請者が組織再編行為等に伴い新設される場合においては、組織再編対象会社等のうち、最も規模が大きいものをいう。この場合において、「規模」の大小は、組織再編行為等の直前における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額等を比較して決定する。

## 《Ⅱ 本レビュー業務を実施する上での留意事項》

### 《1. 適用される財務報告の枠組みの受入可能性》

#### 《適用される財務報告の枠組みの受入可能性》

18. 保証業務実務指針 2400 第 31 項(1)において、業務実施者は、レビュー契約を新規に締結又は更新する前に、財務諸表の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが受入可能であるかどうかを判断することが求められている。

19. 保証業務実務指針 2400 の A43 項において、多くの場合は、業務実施者は、反証がない限り、適用される財務報告の枠組みについて受入可能なものと推定できる。例えば、法令等で企業の一般目的の財務諸表の作成において利用することが規定されている財務報告の枠組みは受入可能なものと推定できる、とされている。

(省 略)

### 《2. 経営者の責任》

22. 保証業務実務指針 2400 第 31 項(2)において、業務実施者は、財務諸表のレビュー業務実施の前提となる経営者の責任を経営者が理解していることについて、レビュー契約を新規に締結又は更新す

新する前に経営者と合意することが求められている。

23. 業務実施者は、レビュー契約を新規に締結又は更新する前に、レビュー業務実施の基礎となる経営者の責任に関する前提（[レビュー実 2400 第 30 項](#)(2)①から③参照）を認識し理解していることについて、それぞれの部門財務情報に応じて、経営者の合意を得なければならないことに留意する。なお、レビュー業務においては、レビュー契約の契約当事者、レビュー対象となる部門財務情報の作成者及びレビュー対象の部門財務情報の財政状態及び経営成績に責任を有する者は、通常、一致する。このため、原則として、当該部門財務情報については、組織再編行為等の対象となる事業を組織再編行為等の前に有していた会社の経営者から合意を得ることとなる。

(1) 組織再編行為等

組織再編行為等の対象となる事業を組織再編行為等の前に有していた会社の経営者

(2) 人的分割

本実務指針の第 13 項(2)及び第 14 項に記載する上場会社が人的分割を行う場合の当該上場会社の経営者

(省 略)

### 《3. レビュー業務の契約条件に関する合意》

27. [レビュー業務実務指針 2400 の A53 項](#)において、「レビュー契約書の様式及び内容は、契約によって異なる場合がある。」とされている。レビュー契約書には、[レビュー業務実務指針 2400 第 37 項](#)(1)から(7)の事項及び同 A53 項に記載の事項に加えて、例えば、以下の事項を記載することがある。

- ・ レビュー対象となる部門財務情報の作成会社の経営者又は新規上場申請会社の経営者は、部門財務情報の利用者に対して、当該部門財務情報が監査を受けたものであるとの誤解を与えるような表明を行ってはならないこと。

### 《4. 業務の実施》

#### 《(1) 部門財務情報のレビューにおける重要性》

28. [レビュー業務実務指針 2400 第 43 項](#)において、業務実施者は、重要性の基準値を決定し、手続の立案及び結果の評価に適用することが求められている。また、[レビュー業務実務指針 2400 第 44 項](#)において、レビュー業務の実施過程で、当初決定した重要性の基準値を改訂すべき情報を認識した場合には、重要性の基準値を改訂することが求められている。

部門財務情報のレビュー業務における重要性の基準値は、業務実施者が、組織再編行為等の対象となる会社の全体の財務諸表等の監査又はレビュー業務を行っている場合でも、当該会社全体の規模と部門財務情報の対象となっている部門の規模が異なるため、財務諸表全体の監査又はレビュー業務に当たって用いた重要性の基準値を部門財務情報に対する重要性の基準値として用いることは適当ではない場合が多いことに留意する。

る前に経営者と合意することが求められている。

23. 業務実施者は、レビュー契約を新規に締結又は更新する前に、レビュー業務実施の基礎となる経営者の責任に関する前提（[保証実 2400 第 31 項](#)(2)①から③参照）を認識し理解していることについて、それぞれの部門財務情報に応じて、経営者の合意を得なければならないことに留意する。なお、レビュー業務においては、レビュー契約の契約当事者、レビュー対象となる部門財務情報の作成者及びレビュー対象の部門財務情報の財政状態及び経営成績に責任を有する者は、通常、一致する。このため、原則として、当該部門財務情報については、組織再編行為等の対象となる事業を組織再編行為等の前に有していた会社の経営者から合意を得ることとなる。

(1) 組織再編行為等

組織再編行為等の対象となる事業を組織再編行為等の前に有していた会社の経営者

(2) 人的分割

本実務指針の第 13 項(2)及び第 14 項に記載する上場会社が人的分割を行う場合の当該上場会社の経営者

(省 略)

### 《3. レビュー業務の契約条件に関する合意》

27. [保証業務実務指針 2400 の A53 項](#)において、「レビュー契約書の様式及び内容は、契約によって異なる場合がある。」とされている。レビュー契約書には、[保証業務実務指針 2400 第 38 項](#)(1)から(7)の事項及び同 A53 項に記載の事項に加えて、例えば、以下の事項を記載することがある。

- ・ レビュー対象となる部門財務情報の作成会社の経営者又は新規上場申請会社の経営者は、部門財務情報の利用者に対して、当該部門財務情報が監査を受けたものであるとの誤解を与えるような表明を行ってはならないこと。

### 《4. 業務の実施》

#### 《(1) 部門財務情報のレビューにおける重要性》

28. [保証業務実務指針 2400 第 44 項](#)において、業務実施者は、重要性の基準値を決定し、手続の立案及び結果の評価に適用することが求められている。また、[保証業務実務指針 2400 第 45 項](#)において、レビュー業務の実施過程で、当初決定した重要性の基準値を改訂すべき情報を認識した場合には、重要性の基準値を改訂することが求められている。

部門財務情報のレビュー業務における重要性の基準値は、業務実施者が、組織再編行為等の対象となる会社の全体の財務諸表等の監査又はレビュー業務を行っている場合でも、当該会社全体の規模と部門財務情報の対象となっている部門の規模が異なるため、財務諸表全体の監査又はレビュー業務に当たって用いた重要性の基準値を部門財務情報に対する重要性の基準値として用いることは適当ではない場合が多いことに留意する。

## 《(2) 手続の立案及び実施》

29. レビュー業務実務指針 2400 の A84 項において、質問は、業務実施者がその状況において適切と考える場合、経営者及びその他の企業構成員に情報を求める手続を含んでいるとされている。部門財務情報のレビュー業務における、業務実施者による経営者及び必要な場合にその他の企業構成員に対して実施する質問には、対象となる業務に応じて、以下の事項を含むことがある。

- (1) 組織再編対象会社等の業務及び当該組織再編対象会社等が属している業界の状況
- (2) 部門財務情報を作成するために採用している会計処理の原則
- (3) 資産・負債及び部門共通損益の当該承継部門への配賦方法
- (4) 内部取引を分類、集計する方法及び当該承継対象部門における内部取引の計上基準
- (5) 部門財務情報の基礎となる会計取引を記録し、これを分類、集計する方法

## 《5. 経営者確認書》

30. レビュー業務実務指針 2400 第 61 項において、「業務実施者は経営者に対して、レビュー契約書において記載されたとおり、その責任を果たした旨の経営者確認書を提出するよう要請しなければならない。」とされている。この経営者確認書の要請先はレビュー業務の対象となる部門財務情報に応じて異なることに留意する（第 24 項参照）。なお、レビュー報告書が対象とする事業年度以後にレビュー業務の対象となる部門財務情報の会社の経営者が交代した場合であっても、当該会社の現在の経営者に経営者確認書を要請することに留意する（監査基準報告書 580「経営者確認書」の A17 項参照）。

## 《6. レビュー報告書》

31. レビュー業務実務指針 2400 第 86 項においてレビュー業務に対するレビュー報告書に記載する事項が定められている。この中で、レビュー報告書の宛先については、契約内容に応じた宛先を記載することが求められており、本実務指針の対象となる部門財務情報に対するレビュー業務契約の内容、レビューの対象となる部門財務情報を作成する企業の機関設計に応じて、新規上場申請会社等の取締役会等とすることに留意する。無限定の結論を表明する場合のレビュー報告書の文例は付録 2 を参照する。

32. レビュー業務実務指針 2400 第 88 項において、特別目的の財務諸表に対するレビュー報告書には、レビュー報告書の利用者の注意を喚起するため、強調事項区分を設け、財務諸表は特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成されており、したがって、他の目的には適合しないことがある旨を記載することが求められている。このため、作成基準に準拠して作成される部門財務情報に対するレビュー報告書には強調事項区分を設けることに留意する。

## 《Ⅲ 適用》

- ・ 本実務指針は、2021 年 6 月 11 日以後に発行するレビュー報告書に適用する。ただし、2021 年 6 月 11 日以後に発行するレビュー報告書のうち、東証が適当と認めるものについては、監査・保証実務委員会

## 《(2) 手続の立案及び実施》

29. 保証業務実務指針 2400 の A83 項において、質問は、業務実施者がその状況において適切と考える場合、経営者及びその他の企業構成員に情報を求める手続を含んでいるとされている。部門財務情報のレビュー業務における、業務実施者による経営者及び必要な場合にその他の企業構成員に対して実施する質問には、対象となる業務に応じて、以下の事項を含むことがある。

- (1) 組織再編対象会社等の業務及び当該組織再編対象会社等が属している業界の状況
- (2) 部門財務情報を作成するために採用している会計処理の原則
- (3) 資産・負債及び部門共通損益の当該承継部門への配賦方法
- (4) 内部取引を分類、集計する方法及び当該承継対象部門における内部取引の計上基準
- (5) 部門財務情報の基礎となる会計取引を記録し、これを分類、集計する方法

## 《5. 経営者確認書》

30. 保証業務実務指針 2400 第 62 項において、「業務実施者は経営者に対して、レビュー契約書において記載されたとおり、その責任を果たした旨の経営者確認書を提出するよう要請しなければならない。」とされている。この経営者確認書の要請先はレビュー業務の対象となる部門財務情報に応じて異なることに留意する（第 24 項参照）。なお、レビュー報告書が対象とする事業年度以後にレビュー業務の対象となる部門財務情報の会社の経営者が交代した場合であっても、当該会社の現在の経営者に経営者確認書を要請することに留意する（監査基準報告書 580「経営者確認書」の A17 項参照）。

## 《6. レビュー報告書》

31. 保証業務実務指針 2400 第 91 項においてレビュー業務に対するレビュー報告書に記載する事項が定められている。この中で、レビュー報告書の宛先については、契約内容に応じた宛先を記載することが求められており、本実務指針の対象となる部門財務情報に対するレビュー業務契約の内容、レビューの対象となる部門財務情報を作成する企業の機関設計に応じて、新規上場申請会社等の取締役会等とすることに留意する。無限定の結論を表明する場合のレビュー報告書の文例は付録 2 を参照する。

32. 保証業務実務指針 2400 第 93 項において、特別目的の財務諸表に対するレビュー報告書には、レビュー報告書の利用者の注意を喚起するため、強調事項区分を設け、財務諸表は特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成されており、したがって、他の目的には適合しないことがある旨を記載することが求められている。このため、作成基準に準拠して作成される部門財務情報に対するレビュー報告書には強調事項区分を設けることに留意する。

## 《Ⅲ 適用》

- ・ 本実務指針は、2021 年 6 月 11 日以後に発行するレビュー報告書に適用する。ただし、2021 年 6 月 11 日以後に発行するレビュー報告書のうち、東証が適当と認めるものについては、監査・保証実務委員

研究報告第 14 号「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める部門財務情報に対する証明業務について（中間報告）」（2006 年 11 月 2 日公表）に基づく従前の取扱いによることができる。

- ・ 2021 年 9 月 16 日改正後の本実務指針は、2021 年 9 月 1 日以後に発行するレビュー報告書に適用する。ただし、2021 年 9 月 1 日以後に発行するレビュー報告書のうち、東証が適当と認めるものについては、監査・保証実務委員会研究報告第 14 号「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める部門財務情報に対する証明業務について（中間報告）」（2006 年 11 月 2 日公表）に基づく従前の取扱いによることができる。
- ・ 2022 年 1 月 13 日改正後の本実務指針は、2022 年 4 月 4 日以後に発行するレビュー報告書に適用する。ただし、2023 年 6 月 11 日までに発行するレビュー報告書のうち、東証が適当と認めるものについては、監査・保証実務委員会研究報告第 14 号「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める部門財務情報に対する証明業務について（中間報告）」（2006 年 11 月 2 日公表）に基づく従前の取扱いによることができる。
- ・ 本実務指針（2023 年 6 月 20 日）は、2023 年 6 月 20 日から適用する。ただし、2023 年 3 月 13 日以降新規上場申請を行う会社に係るレビュー報告書から適用することができる。
- ・ 本実務指針（2024 年●月●日）は、2024 年 4 月 1 日以後に発行するレビュー報告書に適用する。なお、本実務指針及び保証業務実務指針 2400「財務諸表のレビュー業務」の表題変更に伴う修正は 2024 年●月●日から適用する。

以 上

- ・ 本実務指針（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。
  - － 保証業務実務指針（序）「保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日公表）
- ・ 本実務指針（2024 年●月●日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。
  - － 保証業務実務指針 2400「財務諸表のレビュー業務」（2024 年 4 月 18 日改正）

（省 略）

### 《付録 2 独立業務実施者のレビュー報告書の文例》

以下は、本実務指針の対象となる財務計算に関する書類（作成基準に準拠して作成した部門財務情報）に対するレビュー業務を行う場合で、無限定の結論を表明する場合のレビュー報告書の文例である。除外事項付結論を表明する場合、強調事項を記載する場合及びその他の事項を記載する場合等においては、レビュー業務実務指針 2400に従って、適宜修正する。

会社分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類に対してレビュー業務を実施し、無限定

会研究報告第 14 号「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める部門財務情報に対する証明業務について（中間報告）」（2006 年 11 月 2 日公表）に基づく従前の取扱いによることができる。

- ・ 2021 年 9 月 16 日改正後の本実務指針は、2021 年 9 月 1 日以後に発行するレビュー報告書に適用する。ただし、2021 年 9 月 1 日以後に発行するレビュー報告書のうち、東証が適当と認めるものについては、監査・保証実務委員会研究報告第 14 号「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める部門財務情報に対する証明業務について（中間報告）」（2006 年 11 月 2 日公表）に基づく従前の取扱いによることができる。
- ・ 2022 年 1 月 13 日改正後の本実務指針は、2022 年 4 月 4 日以後に発行するレビュー報告書に適用する。ただし、2023 年 6 月 11 日までに発行するレビュー報告書のうち、東証が適当と認めるものについては、監査・保証実務委員会研究報告第 14 号「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める部門財務情報に対する証明業務について（中間報告）」（2006 年 11 月 2 日公表）に基づく従前の取扱いによることができる。
- ・ 本実務指針（2023 年 6 月 20 日）は、2023 年 6 月 20 日から適用する。ただし、2023 年 3 月 13 日以降新規上場申請を行う会社に係るレビュー報告書から適用することができる。

以 上

- ・ 本実務指針（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。
  - － 保証業務実務指針（序）「保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日公表）

（省 略）

### 《付録 2 独立業務実施者のレビュー報告書の文例》

以下は、本実務指針の対象となる財務計算に関する書類（作成基準に準拠して作成した部門財務情報）に対するレビュー業務を行う場合で、無限定の結論を表明する場合のレビュー報告書の文例である。除外事項付結論を表明する場合、強調事項を記載する場合及びその他の事項を記載する場合等においては、保証業務実務指針 2400に従って、適宜修正する。

会社分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類に対してレビュー業務を実施し、無限定

の結論を表明する場合のレビュー報告書

**独立業務実施者のレビュー報告書**

×年×月×日

△△株式会社

取締役会 御中 (注1)

○ ○ 監 査 法 人  
○ ○ 事 務 所 (注2)

指定社員	公認会計士	〇〇〇〇
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	〇〇〇〇
業務執行社員		

(注3)

当監査法人(注4)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)の定める有価証券上場規程第204条第8項(注5)の規定に基づき、〇〇株式会社(新規上場申請会社の会社名)が提出する、×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の「△△株式会社から承継する事業(注6)に係る財務計算に関する書類」、すなわち、部門連結貸借対照表、部門連結損益計算書、部門連結財務情報の性格に関する注記、部門連結財務情報作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記(以下「部門連結財務情報」という。)(注7)について、レビューを行った。

**部門連結財務情報に対する経営者の責任**

経営者の責任は、東京証券取引所の定める「部門財務情報の作成基準」に準拠して部門連結財務情報を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない部門連結財務情報を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**業務実施者の責任**

当監査法人(注4)の責任は、独立の立場から部門連結財務情報に対する結論を表明することにある。当監査法人(注4)は、日本公認会計士協会が公表したレビュー業務実務指針2431「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める部門財務情報に対するレビュー業務に関する実務指針」に準拠してレビューを行った。レビュー業務実務指針2431は、当監査法人(注4)に、全体としての部門連結財務情報が、東京証券取引所の定める「部門財務情報の作成基準」に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、レビュー業務実務指針2400は、当監査法人(注4)に職業倫理に

の結論を表明する場合のレビュー報告書

**独立業務実施者のレビュー報告書**

×年×月×日

△△株式会社

取締役会 御中 (注1)

○ ○ 監 査 法 人  
○ ○ 事 務 所 (注2)

指定社員	公認会計士	〇〇〇〇
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	〇〇〇〇
業務執行社員		

(注3)

当監査法人(注4)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)の定める有価証券上場規程第204条第8項(注5)の規定に基づき、〇〇株式会社(新規上場申請会社の会社名)が提出する、×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の「△△株式会社から承継する事業(注6)に係る財務計算に関する書類」、すなわち、部門連結貸借対照表、部門連結損益計算書、部門連結財務情報の性格に関する注記、部門連結財務情報作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記(以下「部門連結財務情報」という。)(注7)について、レビューを行った。

**部門連結財務情報に対する経営者の責任**

経営者の責任は、東京証券取引所の定める「部門財務情報の作成基準」に準拠して部門連結財務情報を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない部門連結財務情報を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**業務実施者の責任**

当監査法人(注4)の責任は、独立の立場から部門連結財務情報に対する結論を表明することにある。当監査法人(注4)は、日本公認会計士協会が公表した保証業務実務指針2431「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める部門財務情報に対するレビュー業務に関する実務指針」に準拠してレビューを行った。保証業務実務指針2431は、当監査法人(注4)に、全体としての部門連結財務情報が、東京証券取引所の定める「部門財務情報の作成基準」に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、保証業務実務指針2400は、当監査法人(注4)に職業倫理に関する規定を

関する規定を遵守することを求めている。

レビュー業務実務指針2431に準拠した部門連結財務情報のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。

レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人（注4）は、上記の部門連結財務情報に対して監査意見を表明しない。

#### 結論

当監査法人（注4）が実施したレビューにおいて、上記の部門連結財務情報が、東京証券取引所の定める「部門財務情報の作成基準」に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

#### 部門連結財務情報作成の基礎（注7）

注記Xに記載されているとおり、本部門連結財務情報は〇〇株式会社（新規上場申請会社）が新規上場申請を行うに際して、東京証券取引所の有価証券上場規程に従って提出するために、東京証券取引所が定める「部門財務情報の作成基準」に準拠して作成されており、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は当監査法人（注4）の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注4）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（省 略）

以 上

遵守することを求めている。

保証業務実務指針2431に準拠した部門連結財務情報のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。

レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人（注4）は、上記の部門連結財務情報に対して監査意見を表明しない。

#### 結論

当監査法人（注4）が実施したレビューにおいて、上記の部門連結財務情報が、東京証券取引所の定める「部門財務情報の作成基準」に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

#### 部門連結財務情報作成の基礎（注7）

注記Xに記載されているとおり、本部門連結財務情報は〇〇株式会社（新規上場申請会社）が新規上場申請を行うに際して、東京証券取引所の有価証券上場規程に従って提出するために、東京証券取引所が定める「部門財務情報の作成基準」に準拠して作成されており、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は当監査法人（注4）の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注4）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（省 略）

以 上

以 上